

加古川市町内会等活動支援補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、町内会・自治会（以下「町内会等」という。）の地域活動に制約が生じている中で、コロナ禍においても町内会等の活動の再開に向けたきっかけや後押しができるよう、地域の課題解決のために取り組む事業に係る経費に対して補助金を交付します。

1. 申請期限 **令和5年2月28日（火）まで**
2. 対象団体 本市が加古川市町内会連合会を通じて把握する町内会等
3. 実施期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に実施・完了した事業
4. 対象事業
 - (1) 交通安全・防犯のために取り組む事業
例：子ども見守り活動、防犯カメラの設置（修理を含む）、わんわんパトロール
 - (2) 防災のために取り組む事業
例：安全・安心マップの作成、防災訓練の実施、防災用資機材（備蓄品）の購入
 - (3) デジタル化のために取り組む事業
例：電子回覧板アプリの導入、専門家招へいや勉強会の開催、モニター設置
 - (4) 地域住民の交流のために取り組む事業
例：地域の夏祭り、盆踊り、町内運動会、バス旅行の実施
 - (5) 地域福祉のために取り組む事業
例：高齢者の見守り、居場所づくり、買い物支援
 - (6) 環境美化・緑化のために取り組む事業
例：清掃活動、花壇づくり
 - (7) 町内会加入促進のために取り組む事業
例：加入促進チラシの作成、町内会ホームページの作成、視察・勉強会
 - (8) コロナ対策のために取り組む事業
例：集会施設における換気機能強化等、情報通信技術を活用できる環境整備
 - (9) その他市長が認める事業
例：放送設備の設置（更新・修理含む）

〔次のような事業は対象外となります〕

- ・ 営利を目的とする事業
- ・ 維持管理を主たる目的とする事業
- ・ 特定の個人のみが利益を受ける事業
- ・ 宗教(神事や仏事の実施)や政治を目的とする事業
- ・ 本市の他の補助金や委託料などを受けて実施する事業又は実施することができる事業
- ・ 加古川市ウェルネス協会の補助金を受けて実施する事業又は実施することができる事業

5. 対象経費

報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品費、工事費

※いずれも宛名が申請団体名（町内会等）である領収書原本の提出があるものに限り
ます。

原本がない場合は補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。

[次のような経費は対象外となります]

会員への高額な品、会員への謝礼、金券類、食料品（災害用備蓄食料は除く）、光熱水費、
団体の経常的な運営経費、入場料、他団体への補助・寄附等、
社会通念上公金で賄うことがふさわしくないもの

6. 補助率及び補助上限額

- ・ 補助率 10/10 ※10,000円未満の端数は切り捨てとなります。
- ・ 補助上限額 令和4年8月1日時点の世帯数による

【補助金上限額一覧】

世帯数	補助上限額
50世帯以下	10万円
51～100世帯	20万円
101～500世帯	30万円
501～1,000世帯	40万円
1,001世帯以上	50万円

7. 申請方法

提出書類等を作成いただき、市民活動推進課まで直接持参いただくか郵送にて提出し
てください。

※市民活動推進課は、カピル21ビル5階（加古川町篠原町21番地の8）です。
加古川市役所の本庁ではありませんのでご注意ください。

申請様式は市ホームページにも掲載しております。

ホーム > 組織から探す > 市民協働部 > 市民活動推進課 >
町内会・自治会（地域コミュニティ） > 町内会等活動支援補助金について

8. 手続きの流れ

町内会等	市
①補助金交付申請書の提出 〔作成・提出するもの〕 ア. 補助金交付申請書・事業計画書（様式第1号） イ. 収支予算書 ウ. 見積書の写し【※1】 エ. その他市長が必要と認める書類【※2】	
	②交付決定（審査・通知書送付）
③事業の実施 【※3】 事業実施、備品購入、備品設置、工事等	
④ 補助事業実績報告書の提出 〔作成・提出するもの〕 ア. 補助事業実績報告書（様式第5号） イ. 収支決算書 ウ. 事業に係る領収書（原本） エ. 事業の契約書又は発注書等の写し オ. 事業に係る写真 【※4】 カ. その他市長が必要と認める書類	
	⑤ 補助額の確定 （審査・通知書送付）
⑥補助金等請求書の提出 〔作成・提出するもの〕 ア. 補助金等請求書（様式第7号）	
	⑦補助金の交付（振込）

※1 備品費や工事費の場合のみ必要。

※2 備品費や工事費の場合、設置場所や工事箇所が分かる平面図や、町内会所有でない場所を利用した事業の場合は、所有者の承諾書など。

※3 交付決定後に事業内容が変更になった場合は、補助事業変更申請書（様式第3号）の提出が必要となります。

※4 工事をした場合は施工部分の新旧の分かるもの。備品については購入した物。

9. こんな場合は？（Q & A）

（１）加入世帯数の基準日はいつですか。

令和４年８月１日時点の世帯数を基準として補助上限額を算出します。

（２）申請前に事業を実施（備品等を購入）しましたが、補助の対象となりますか。

この補助金は、令和４年４月１日から令和５年３月３１日の間に実施・完了した事業が対象となります。申請前であっても、令和４年４月１日から令和５年３月３１日の間に実施・完了していれば、補助の対象となります。

なお、補助金の交付には、領収書の原本が必要となります。

（３）令和４年度中の事業であれば補助上限額に達するまで、複数回にわたって申請できますか。

補助事業完了届の提出後の追加申請はできません。補助事業完了届を提出する前であれば、補助事業変更申請書（様式第３号）により事業内容を変更することは可能です。

（４）領収書ではなく、レシートの提出でも補助の対象となりますか。

内容がわかるものであれば、レシートの提出も対象となります。

領収書・レシート問わず、宛名は町内会名のものをご提出ください。

（５）領収書原本が提出できない場合は、補助対象経費として一切認められませんか。

領収書またはレシートの原本が無い場合は、いかなる理由であっても補助対象外経費となります。

（６）複数の町内会で事業を合同して実施する場合、補助の対象になりますか。

複数の町内会で共通の地域課題があり、その課題解決に合同で取り組んだ場合については補助の対象となります。

なお、領収書は当該町内会名で提出してください。

（７）事業内容が工事等である場合、必要な添付書類はありますか。

場合によっては、工事請負契約書や売買契約書などをご提出いただく必要がありますので、詳しくは市民活動推進課までお問い合わせください。

(8) 備品の購入や工事を行う場合、申請時に添付する「平面図」とはどのようなものですか。

集会施設や自主防災組織保管庫等の平面図に、工事個所や設置（管理）箇所を記載して申請時に添付してください。工事個所や設置（管理）箇所を把握するためであり、測量等による正確な図面である必要はありません。

(9) 備品の購入や工事を行う場合、申請時に添付する「見積書の写し」とは具体的にどのようなものですか。

工事や備品購入にかかる見積書のほか、販売店などのチラシやオンラインストアの購入画面を印刷したものなど、工事内容や購入する備品とその値段が分かるものを添付してください。既に、備品等を購入している場合には、購入した備品とその値段が分かる領収書を添付してください。

(10) 申請していた備品と違う備品を購入してしまいました。補助の対象となりますか。

補助金交付決定後、実施する事業の内容が変更となる場合には、補助事業変更申請書（様式第3号）の提出が必要となります。

補助の対象となるかどうかについては、事前に市民活動推進課にご相談ください。

(11) 実績報告書の提出は、年度をまたいでも大丈夫ですか。

実績報告書は、事業終了後2週間以内か令和5年3月31日までのいずれか早い時期に提出してください。

(12) 夏祭りや町内運動会での景品は補助の対象になりますか。

会員への高額な品は対象外となります。

また、有価証券、商品券、プリペイドカード等の金券類も補助の対象外となります。

(13) 神社で行われる秋祭り等に氏子として参加する事業は補助の対象となりますか。

補助金の対象は、交付団体である町内会等が直通実施する地域活動や、そのために必要となる物品等の購入などが対象となっていますので、町内会等が直接実施しない事業は補助の対象外となります。また、宗教（神事や仏事の実施）を目的とする事業についても、補助の対象外となります。

(14) 同じ町内会で、別組織の少年団や子ども会、老人クラブの事業は補助の対象となりますか。

事業の実施主体は町内会等になりますので、別組織が主催の場合は補助対象外になります。

また、別組織への補助金も当補助金の対象外です。

(15) 対象外経費である会員への高額な品とはいくら程度ですか。

1,000円を超える品等は補助の対象外となります。

(16) 令和4年度に「集会所整備事業補助金」を活用して空調設備の工事をしましたが、当該事業で空気清浄機を購入する場合は、対象になりますか？

補助の対象となります。P1の4(8)コロナ対策のために取り組む事業に該当します。

(17) 補助対象外である本市の他の補助金や委託料を受けて実施する事業又は実施することができる事業とは、具体的にどのようなものですか。

主に以下に掲げる補助制度となります。

- ・ 自主防災組織補助金（防災対策課）※
- ・ ふれあい交流事業補助金（人権文化センター）
- ・ 地域見守り防犯カメラ設置事業補助金（生活安全課）
- ・ 加古川まつり地域協賛事業補助金（産業振興課）
- ・ 地域敬老事業補助金（高齢者・地域福祉課）
- ・ ごみステーション整備事業補助金（環境第1課）
- ・ 世代間交流学習会事業補助金（社会教育課）
- ・ 集会所整備事業補助金（市民活動推進課）

※については、場合により当補助金との併用が可能です。詳しくはP7の(19)をご確認ください。

(18) 補助対象外である加古川市ウェルネス協会の補助金を受けて実施する事業又は実施することができる事業とは、具体的にどのようなものですか。

掲示板設置補助金制度です。掲示板の設置等をご検討されている場合は、ウェルネス協会にお問い合わせください。

(19) 町内会の防災に関する資機材を購入する予定ですが、補助金の対象になりますか。

自主防災組織補助金交付制度(防災対策課所管)の補助対象となる資機材である場合、まずは自主防災組織補助金の申請をお願いします。

自主防災組織補助金の対象外となる経費及び自主防災組織補助金で上限額を超える部分については当補助金の対象となる場合もありますので、詳しくは市民活動推進課までお問い合わせください。

過去5年以内に資機材を購入し自主防災組織補助金の交付を受けている場合でも、今年度新たに資機材を購入する場合は当補助金の交付対象となります。

(20) 防災活動を実施する予定ですが、補助金の対象になりますか。

自主防災組織補助金交付制度(防災対策課所管)の補助対象となる活動である場合、まずは自主防災組織補助金の申請をお願いします。

自主防災組織補助金の上限額を超える部分及び防災活動を2回以上行う場合で既に上限額の交付を受けている場合は、当補助金の対象となる場合がありますので、詳しくは市民活動推進課までお問い合わせください。

(21) デジタル化のために取り組む事業としてタブレット端末の購入を考えていますが、設置場所の制限等がありますか。

町内会等が所有(管理)する集会施設のほか、町内会長や町内会の広報担当者といった役員の方の自宅など、広報活動や会合などの活動を行うための場所で設置・保管していただきますようお願いします。あくまで個人ではなく町内会等を対象として補助するものですので、役員交代時などに引継ぎを行うことが可能な内容としてください。

(22) 町内会等の役員宅に、インターネット環境及びWi-Fi環境を整備する際、町内会活動でしか使わないといった誓約書のようなものは必要ですか。

特に誓約書のようなものは求めていませんが、町内会活動の用に供することとしてください。また、町内会等の役員宅において事業を実施する場合は、ポータブルタイプのもとするなど、役員交代に伴い引継ぎを行う必要があります。

(23) 地域の夏祭りを行う予定で、「令和4年度加古川まつり地域協賛事業補助金」や「令和4年度加古川市世代間交流学習会事業補助金」の申請をしていますが、上限額を超える部分について申請できますか？

「令和4年度加古川まつり地域協賛事業補助金」や「令和4年度加古川市世代間交流学習会事業補助金」などの既存の補助金を使っていたこととなりますので、そのイベント(夏祭り)に対して当補助金の申請をすることはできません。

(24) コロナ対策のために取り組む事業を実施する予定ですが、補助の対象外となるものはありますか。

空気清浄機やアクリル板の設置などの備品購入に対する経費や、換気扇の設置や網戸の貼替、非接触型水栓の設置などの工事費、情報通信技術が活用できる環境整備にかかる経費（パソコンやタブレット端末の購入等）が対象となります。

空気清浄機やデジタル機器を使用するための電気代や、インターネット接続のための基本使用料や通信料などのランニングコストは、補助の対象外となります。

新型コロナウイルス感染症対策にかかる消耗品（マスクやアルコール消毒液など）は対象外となります。ただし、P1の4（8）以外の対象事業として夏祭りや防犯活動等を実施する場合で、実施する当日に使用するマスクや参加者が使用するアルコール消毒液などは補助の対象となります。

(25) 本補助金を活用して事業を実施した場合は、町内会の収支決算書として報告が必要ですか。

本補助金の使途を町内会員に知らせていただきたいので、収支決算書等に記載をお願いします。

(26) 購入した備品の管理はどうすればいいですか。

町内会等で設置日及び設置個所などを記載した備品管理台帳を作成していただき、備品を適切に管理するとともに、廃棄した場合にも、廃棄理由及び廃棄時期の管理をお願いします。

なお、町内会等が実施した事業の内容については、市のホームページにおいて公表する予定です。

(27) 本補助金で購入したものを、他団体等へ寄附してもいいですか。

他団体への寄附が目的の場合は補助金の対象となりません。町内会等が使用するものに対しての補助金制度となっております。

※その他ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

【問合せ先】

加古川市 市民活動推進課 地域コミュニティ係
〒675-0065

加古川市加古川町篠原町2 1 番地の8

カピル2 1 ビル5 階

TEL：079-427-9195（直通）

FAX：079-441-7161

開庁時間：月曜～金曜 午前9時～午後5時30分
（祝日・年末年始・施設休館日を除く）